

事務連絡  
平成25年5月31日

公益社団法人日本建築士会連合会  
社団法人日本建築士事務所協会連合会  
社団法人日本建築家協会  
社団法人日本建設業連合会  
社団法人全日本建築士会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認に関する  
建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

一級建築士でない者が一級建築士と詐称する事案の再発防止の観点や、建築士定期講習の未受講者に対する受講促進の観点から、平成25年1月より、建築主事及び指定確認検査機関において、「建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について（技術的助言）」（平成24年12月3日付け国住指第3329号等）により、建築確認手続きの中で建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認することを要請しているところです。

今般、上記のうち建築士の免許登録の有無を確認する方法について法令に位置付けるため、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令及び「確認審査等に関する指針」（平成19年国土交通省告示第835号）の一部を改正する件について、平成25年5月30日に公布、同年7月1日から施行することとしました。

また、本件に関しまして、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し別添の技術的助言を送付しているところです。

貴職におかれましては、これらの措置について会員に対して周知を行い、建築士法の円滑な施行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関並びに登録昇降機検査資格者講習実施機関及び登録建築設備検査資格者講習実施機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

## 記

### 1. 建築士等の免許登録の有無を確かめる方法について

「建築士免許証等の写し」、「構造設計一級建築士証の写し」及び「設備設計一級建築士証の写し」については、確認の申請書等への添付を不要とし（規則第1条の3第1項及び第4項、第2条の2第1項、第3条第1項から第3項まで、第4条第1項並びに第4条の8第1項関係）、それに代わる建築士免許登録の確認方法として、「建築士名簿により確かめる方法」（構造設計・設備設計一級建築士の免許登録の確認の場合は、「一級建築士名簿により確かめる方法」）又は「申請者等に建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法」のいずれかによることとした。（指針告示第1第2項、第3第2項及び第4第2項関係）

指針告示に規定する「建築士名簿により確かめる方法」及び「一級建築士名簿により確かめる方法」としては、建築士法に基づく中央指定登録機関である公益社団法人日本建築士会連合会若しくは都道府県指定登録機関である各都道府県建築士会が発行する建築士登録内容の証明書により確かめる方法又は建築士データベースの登録情報により確かめる方法が考えられる。

すなわち、建築士等の免許登録の有無を確かめる方法として、今回の改正により指針告示に位置付けた方法は、技術的助言により通知した方法と変わりないことに留意されたい。

### 2. 定期講習の受講状況の確認等について

定期講習の受講状況の確認、建築士等の免許登録が無い場合の対応、受講すべき定期講習が受講されていない場合の対応その他技術的助言に記載されている事項については、引き続き当該技術的助言に基づき対応されたい。

### 3. 登録昇降機検査資格者講習及び登録建築設備検査資格者講習における一部の講義の受講免除について

講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、講習における講義の科目の一部を免除することとした。(規則第4条の25、第4条の37及び第4条の39並びに平成25年国土交通省告示第532号関係)

具体的には以下のとおりである。

○登録昇降機検査資格者講習

講義科目免除対象者	免除する講義科目
特殊建築物等調査資格者	建築学概論
建築設備検査資格者	建築学概論
建築設備士	建築学概論

○登録建築設備検査資格者講習

講義科目免除対象者	免除する講義科目
特殊建築物等調査資格者	建築学概論
昇降機検査資格者	建築学概論
建築設備士	建築設備定期検査制度総論 建築学概論 建築設備に関する建築基準法令 建築設備の耐震規制、設計指針 換気、空気調和設備 排煙設備 電気設備 給排水衛生設備